

愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習制度の創設について

1 要綱制定の趣旨

愛知県では、平成7年度より「人にやさしい街づくり連続講座」を開催し、その受講者は希望により「愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）の登録を行ってきましたが、連続講座は、財政上の制約により、平成22年度をもって終了しました。平成24年3月末時点で921名の方が登録されていますが、今後新規に「アドバイザー」が登録されないため、人にやさしい街づくりの普及・啓発活動が滞ることが想定されます。特に、今後若年層の「アドバイザー」について存在しない状況となるため、その世代の拡充が必要不可欠となり、要綱を制定します。

この要綱では、アドバイザーの登録を対象とする講習について法人等が行うものを愛知県が指定できる制度を定めます。また講習の修了者は「愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー」の登録を申請することができ、愛知県が登録証を交付する制度を定めます。

2 愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー指定講習及び登録実施要綱の構成

第1章 総則

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）

第2章 指定講習

- 第3条（講習）
- 第4条（指定の申請）
- 第5条（欠格事項）
- 第6条（指定の基準）
- 第7条（指定の変更）
- 第8条（指定の取消）
- 第9条（指定講習の受講資格、申込等）
- 第10条（指定講習の実施）
- 第11条（指定講習の基準）
- 第12条（修了基準）
- 第13条（報告、監督命令）

第3章 アドバイザー登録

- 第14条（登録の申請等）
- 第15条（登録欠格事項）
- 第16条（登録簿）
- 第17条（登録事項の変更）
- 第18条（アドバイザーの公表）
- 第19条（アドバイザーの業務）
- 第20条（秘密保全義務）
- 第21条（報告、監督命令）
- 第22条（登録の辞退）
- 第23条（登録の取消）

附則

3 第1章「総則」の概要

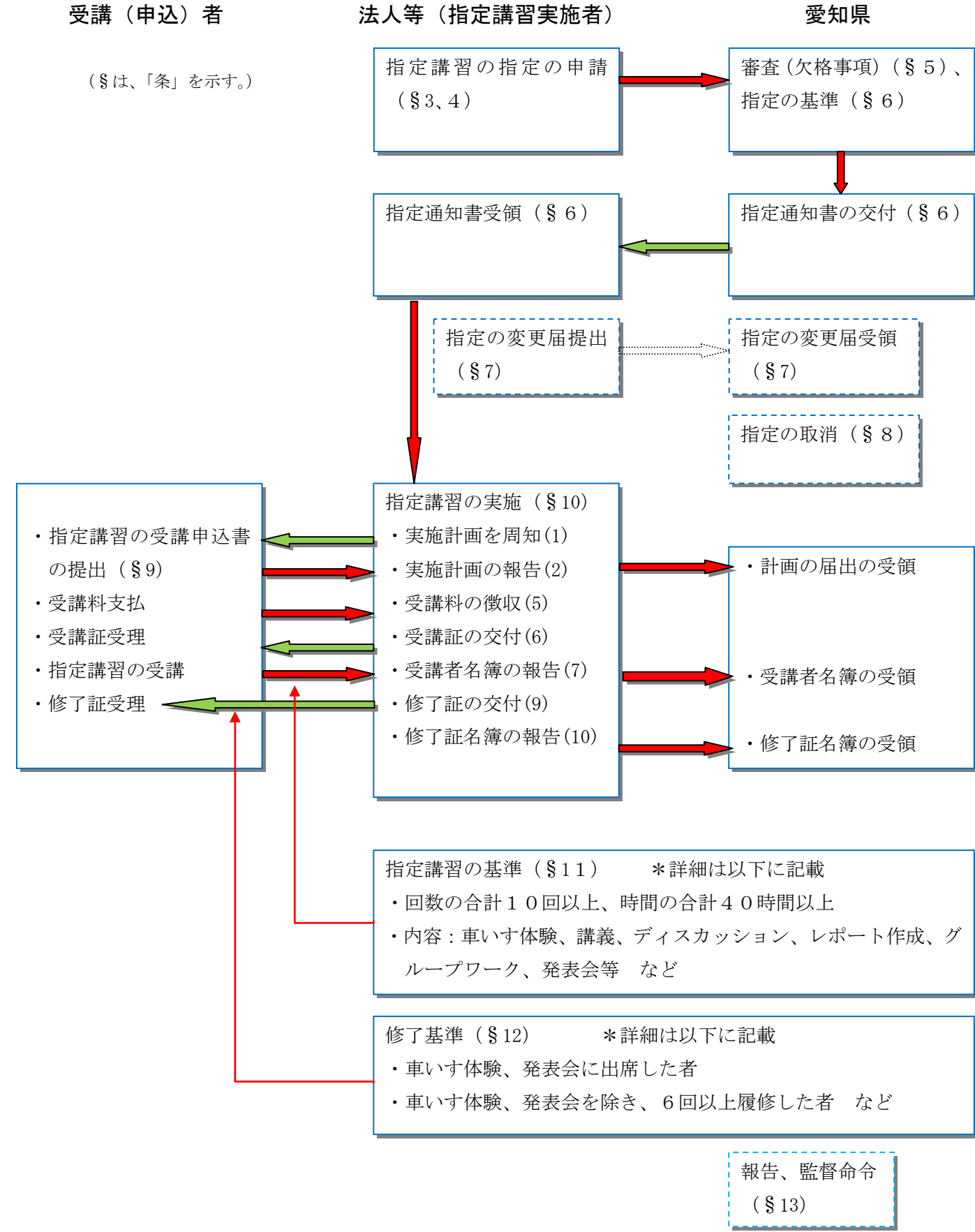
目的（第1条）

この要綱は、「愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）の登録を対象とする講習の指定及びアドバイザーの登録に関し必要な事項を定めることにより、アドバイザーに必要な知識及び技能の維持向上を図り、人にやさしい街づくりの推進に寄与することを目的とする。

定義（第2条）

- 「指定講習」：人にやさしい街づくりの推進に関して、必要な知識及び技術を修得するための講習で、知事が指定したもの
- 「アドバイザー」：指定講習を修了した者のうち、知事の登録を受けた者

4 第2章「指定講習」の概要



5 指定講習の基準（第11条）

- 指定講習の回数の合計は10回以上、時間の合計は40時間以上
- 指定講習の内容及び回数

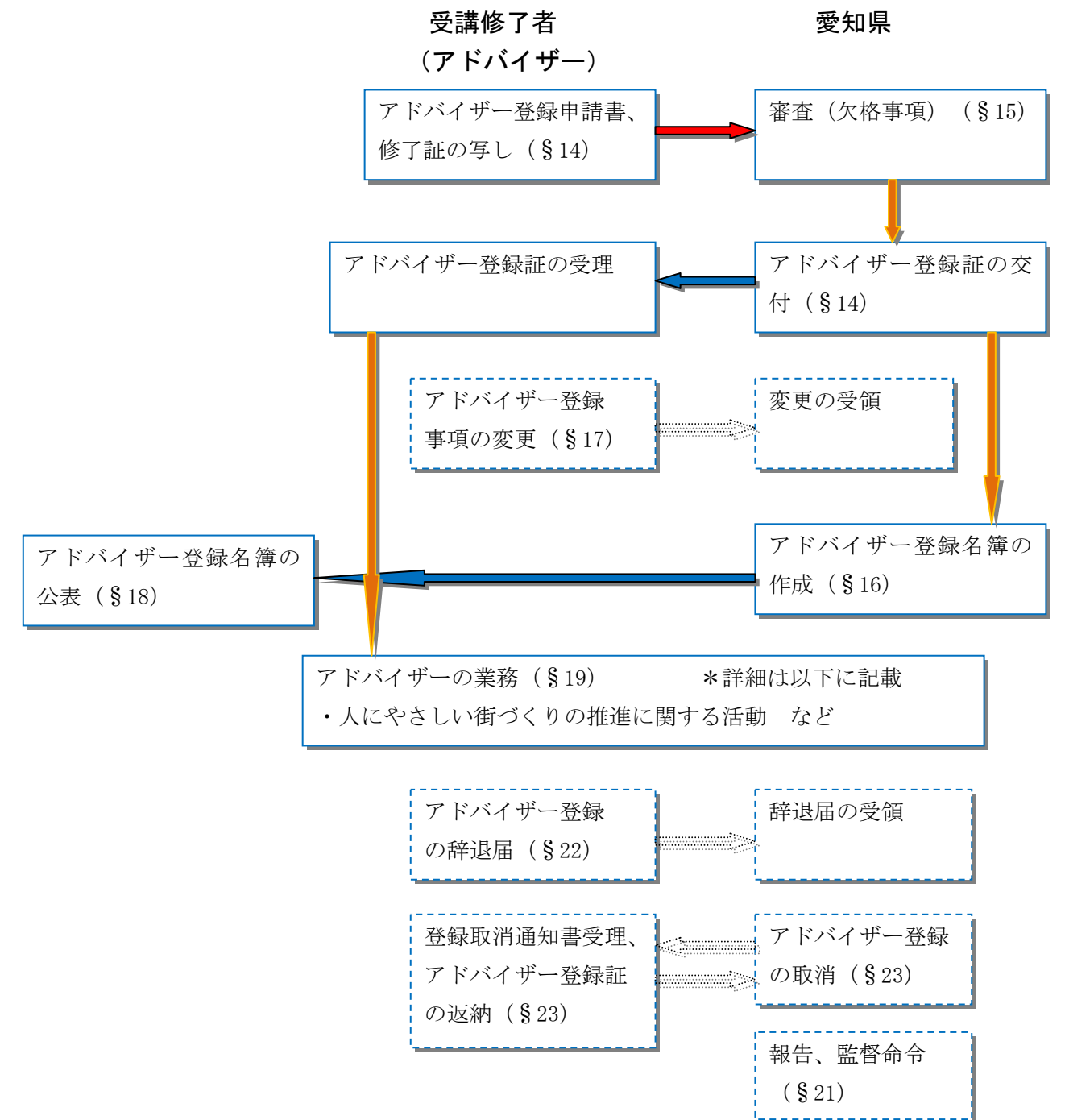
講習項目	講習内容	回数	時間
① 車いす体験	・車いすを使用して道路等を走行し、体験する。	1回	概ね3時間以上
② 講義	・アドバイザーとしての必要な知識及び技能の修得に必要なもので、建築、都市計画、法律、交通、保健医療、福祉又は行政等に関し、すぐれた経験と知識を有する者及び障がい者等からの講義とする。 ・必要に応じて、手話通訳、要約筆記等の措置を講ずる。	6回以上	概ね12時間以上
③ ディスカッション	・車いす体験又は講義の感想、意見等について討議を行う。	講義ごと	
④ レポート作成	・車いす体験又は講義の感想、意見等について作成する。必要に応じて、発表等を行う。	講義ごと	
⑤ グループワーク	・与えられた課題に対して、各グループ内で調査研究を行い、提案レポートを作成し、発表会に向けての準備、検討を行う。	1回以上	
⑥ 発表会	・グループワークの成果に基づき、発表する。できるだけ、一般に公開する。	1回	
⑦ その他	・必要に応じて開催。		

6 修了基準（第12条）

次のすべてに該当する者

- 車いす体験及び発表会に出席した者
- 車いす体験及び発表会を除き、6回以上履修した者（車いす体験、発表会を含み8回以上）
- レポートを提出した者
- グループワークに参加し、提案レポートを作成した者

7 第3章「アドバイザー登録」の概要



8 アドバイザーの業務（第19条）

- 人にやさしい街づくりの推進に関する活動の企画、運営等
- 人にやさしい街づくりの推進に関する講演等
- 県及び事務処理市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市）の求めに応じ、人にやさしい街づくりの推進に関する助言を行うこと
- その他、人にやさしい街づくりの推進に関すること
（ただし、法令又は人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、県及び事務処理市が行うものを除く。）